

議案第133号

京丹後市手数料条例の一部改正について

京丹後市手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年12月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、令和6年3月1日から施行されることに伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の発行など可能となることから、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市手数料条例の一部を改正する条例

京丹後市手数料条例（平成16年京丹後市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の部を次のように改める。

戸籍	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）の交付手数料（広域交付による交付を含む。）	1通につき 450円
	戸籍の記載事項証明書手数料	1件につき 350円
	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限	1件につき 400円

<p>る。以下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下「除籍証明書」という。)の交付手数料(広域交付による交付を含む。)</p>	<p>1通につき 750円</p>
<p>除籍の記載事項証明書手数料</p>	<p>1件につき 450円</p>

<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>1件につき 700円</p>
<p>届出若しくは申請の受理若しくは届書その他の書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 350円</p>

	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料	1通につき 1,400円
	届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき 350円

別表行政不服審査請求等の部中「（平成14年法律第151号。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

京丹後市手数料条例(平成16年京丹後市条例第88号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市手数料条例 平成16年4月1日 条例第88号 本則 (略) 別表(第2条関係)			京丹後市手数料条例 平成16年4月1日 条例第88号 本則 (略) 別表(第2条関係)		
区分	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料の名称	手数料の額
戸籍	戸籍の謄本若しくは抄本の <u>交付</u> 又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の <u>交付</u> 手数料	1通につき 450円	戸籍	戸籍の謄本若しくは抄本_____又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面_____(以下「 <u>戸籍証明書</u> 」という。)の <u>交付</u> 手数料(広域交付による交付を含む。)	1通につき 450円
	戸籍の記載事項証明書手数料	1件につき 350円		戸籍の記載事項証明書手数料	1件につき 350円
				戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定するものに限る。以下同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報	1件につき 400円

現行			改正案		
			処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき 750円	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下「除籍証明書」という。)の交付手数料(広域交付による交付を含む。)	1通につき 750円	
	除籍の記載事項証明書手数料	1件につき 450円	除籍の記載事項証明書手数料	1件につき 450円	
			除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に	1件につき 700円	

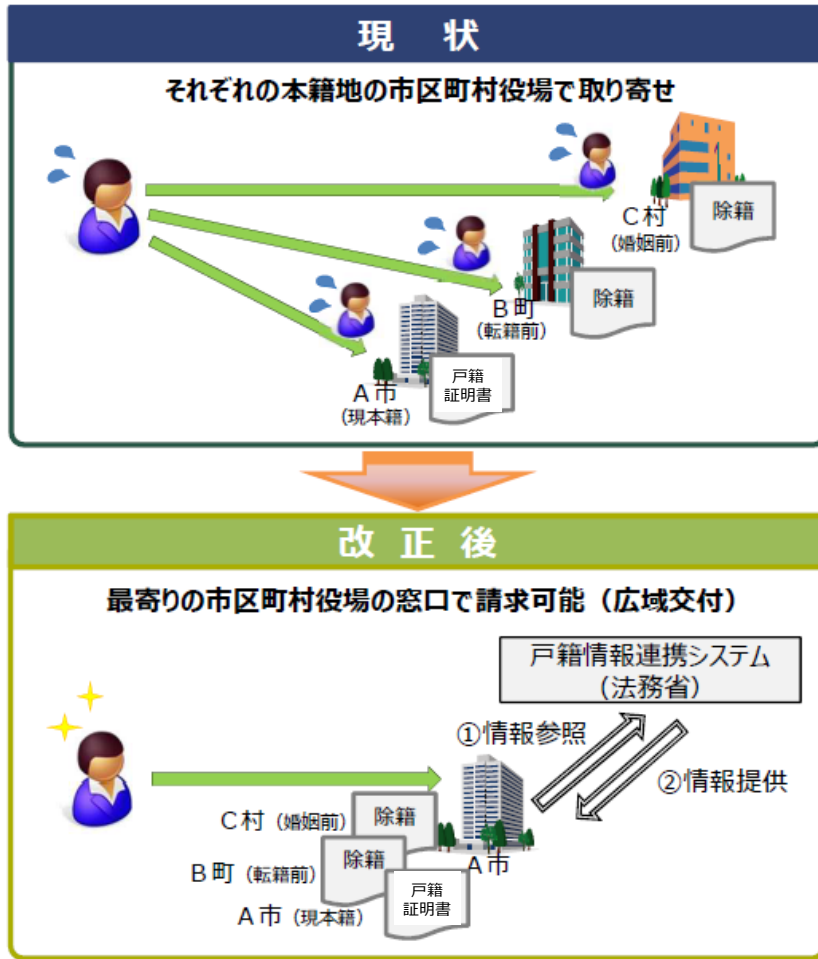
現行			改正案		
				係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
	届出若しくは申請の受領又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料	1通につき 350円		届出若しくは申請の受理若しくは届書その他の書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通につき 350円
	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料	1通につき 1,400円		上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料	1通につき 1,400円
	届書その他の書類の閲覧手数料	1件につき 350円		届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき 350円
(略)			(略)		
行政不服審査請求等	行政不服審査法第38条第1項に規定する審理員に提出された書面又は書類の写し等の交付手数料(次の各号の規定において準用する場合を含む。) (1) 地方自治法第258条第1項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項(市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第5条第32項において準用する場合を含む。)に規定する異議の申出	用紙1枚につき 10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。	行政不服審査請求等	行政不服審査法第38条第1項に規定する審理員に提出された書面又は書類の写し等の交付手数料(次の各号の規定において準用する場合を含む。) (1) 地方自治法第258条第1項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項(市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第5条第32項において準用する場合を含む。)に規定する異議の申出	用紙1枚につき 10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。

現行		改正案	
(3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第11項に規定する審査の決定		(3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第11項に規定する審査の決定	
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。)第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は行政不服審査法第38条の規定による対象電磁的記録を出力したものの交付手数料	用紙の片面に複写し、又は出力する方法によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき 10円	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律_____第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は行政不服審査法第38条の規定による対象電磁的記録を出力したものの交付手数料	用紙の片面に複写し、又は出力する方法によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき 10円
(略)		(略)	
		<u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年3月1日から施行する。</u>	

戸籍法改正に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるもの

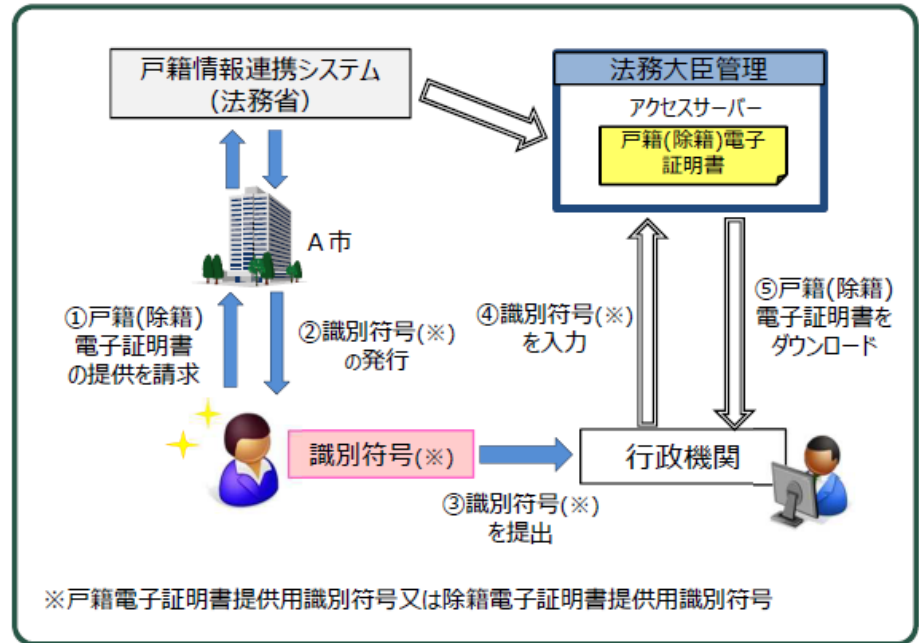
1 戸籍証明書等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書等の交付請求が可能となる。



2 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とする。



3 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

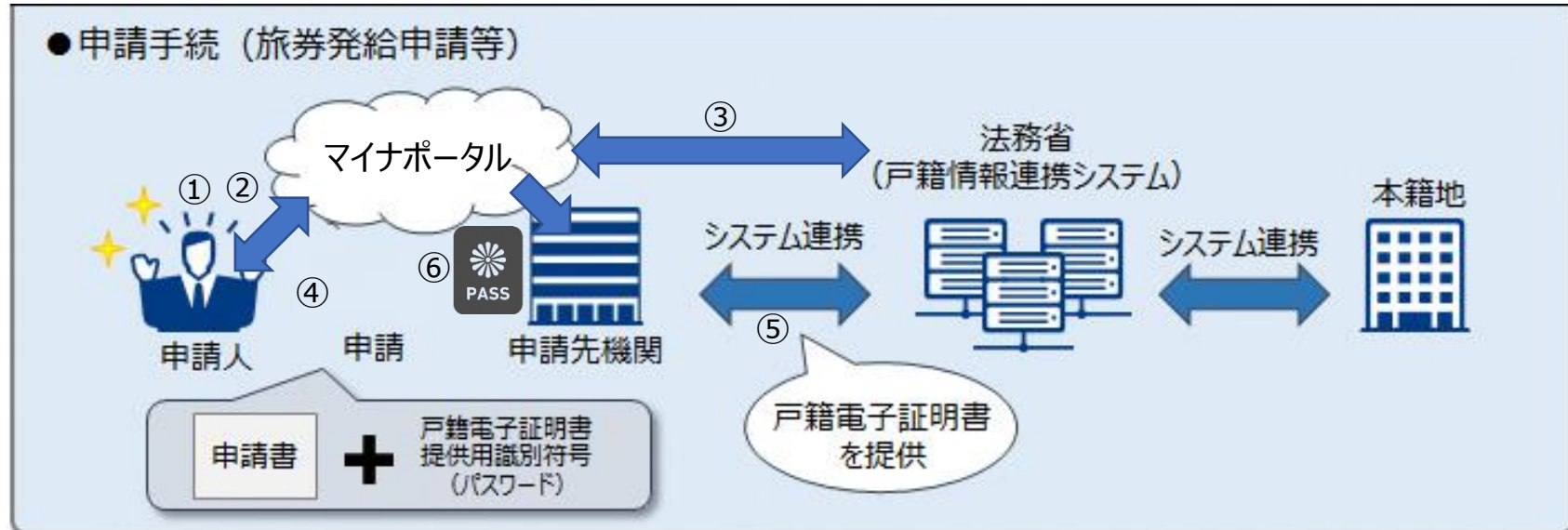
- 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
- 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。

改正前			改正後		
事務の内容	根拠規定	手数料額	事務の内容	根拠規定	手数料額
戸籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第126条、第120条第1項、第126条	450円	戸籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第120条第1項、第120条の2第1項、第126条	450円 <改定なし>
戸籍の記載事項証明書の交付	<改正なし>				
(新規事務)	-	-	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	第120条の3第2項	400円 ※
除籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、第126条	750円	除籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、第120条の2第1項、第126条	750円 <改定なし>
除籍の記載事項証明書の交付	<改正なし>				
(新規事務)	-	-	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	第120条の3第2項	700円 ※
受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、第126条	350円(上質紙は1400円)	受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付、届書等情報内容証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、第120条の6第1項、第126条	350円(上質紙は1400円) <改定なし>
届書等の閲覧	第48条第2項、第117条、第126条	350円	届書等の閲覧、届書等情報内容を表示したものの閲覧	第48条第2項、第117条、第120条の6第1項、第126条	350円 <改定なし>

※ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る事務のうち、手数料を徴収しない場合については、以下の通り

- ・ 情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法により戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍（除籍）電子証明書の請求が情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法により行われた場合に限る。）
- ・ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍（除籍）電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍（除籍）電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍（除籍）の謄本若しくは抄本又は戸籍（除籍）証明書の請求を行う場合

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料が無料となる具体例



1. マイナンバーカードを利用して、「マイナポータル」へログインし、パスポート申請画面へ進む
2. 申請者は、戸籍電子証明書提供用識別符号（パスワード）の請求を行う
3. 電子証明書をもとにシステム連携された戸籍情報をもとに、「パスワード」が発行される
4. 申請者は、申請画面へ、申請情報と、「パスワード」を入力し、送信
5. 申請先機関は、「パスワード」をもとに、戸籍電子証明書を入手
6. 申請先機関は、申請情報、戸籍電子証明書を照合し、パスポートを作成
7. 申請者は、パスポートを申請先機関で受け取る。